

(様式第1号)

意見書 (医師記入)

江府町立子供の国保育園長 様

入所児童氏名

年 月 日 生

(病名) (該当疾患に☑をお願いします)

	麻しん (はしか) ※
	インフルエンザ※
	風しん
	水痘 (水ぼうそう)
	流行性耳下腺炎 (おたふくかぜ)
	結核
	咽頭結膜熱 (プール熱) ※
	流行性角結膜炎
	百日咳
	腸管出血性大腸菌感染症 (O157、O26、O111等)
	急性出血性結膜炎
	侵襲性髄膜炎菌感染症 (髄膜炎菌性髄膜炎)

症状も回復し、集団生活に支障がない状態になりました。

年 月 日から登園可能と判断します。

年 月 日

医療機関名

医師名

※必ずしも治癒の確認は必要ありません。意見書は症状の改善が認められた段階で記入することが可能です。

※かかりつけ医の皆さまへ

保育所は乳幼児が集団で長時間生活を共にする場です。感染症の集団発症や流行をできるだけ防ぐことで、一人一人の子どもが一日快適に生活できるよう、上記の感染症について意見書の記入をお願いします。

※保護者の皆さまへ

上記の感染症について、子どもの病状が回復し、かかりつけ医により集団生活に支障がないと判断され、登園を再開する際には、この「意見書」を保育所に提出して下さい。

○ 医師が意見書を記入することが考えられる感染症

感染症名	感染しやすい期間	登園のめやす
麻疹 (はしか)	発症1日前から発しん 出現後の4日後まで	解熱後3日を経過してから
インフルエンザ	症状が有る期間（発症 前24時間から発病後3 日程度までが最も感染 力が強い）	発症した後5日を経過し、かつ解熱した後2 日を経過するまで（幼児・乳幼児）にあっ ては、3日を経過していること）
風しん	発しん出現の前7日前 から7日後くらい	発しんが消失してから
水痘 (水ぼうそう)	発しん出現1～2日前か ら痂皮形成まで	すべての発しんが痂皮（かさぶた）化して いること
流行性耳下腺炎 (おたふくかぜ)	発症3日前から耳下腺 腫脹後4日	耳下腺、顎下腺、舌下腺の腫脹が発現して から5日経過し、かつ全身状態が良好にな っていること
結核	—	医師により感染の恐れがないと認められて いること
咽頭結膜熱 (プール熱)	発熱、充血等の症状が 出現した数日間	発熱、充血等の主な症状が消失した後2日 経過していること
流行性角結膜炎	充血、目やに等の症状 が出現した数日間	結膜炎の症状が消失していること
百日咳	抗菌薬を服用しない場 合、咳出現後3週間を 経過するまで	特有の咳が消失していること又は適正な抗 菌性物質製剤による5日間の治療が終了し ていること
腸管出血性大腸菌感染 症 (O157、O26、O111 等)	—	医師により感染のおそれがないと認められ ていること。（無症状病原体保有者の場 合、トイレでの排泄習慣が確立している5 歳以上の小児については、出席停止の必要 はなく、また、5歳未満の子どもについ ては、2回以上連続で便から菌が検出され なければ登園可能である。）
急性出血性結膜炎	—	医師により感染の恐れがないと認められて いること
侵襲性髄膜炎菌感染症 (髄膜炎菌性髄膜炎)	—	医師により感染の恐れがないと認められて いること

\*感染しやすい時期を明確に提示できない感染症については（―）としている。

(厚生労働省「2018年改訂版 保育所における感染症対策ガイドライン」より)